

【資料4】

令和2年 月 日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市環境審議会
会長 薛 孝夫

「古賀市版環境カウンセラー制度」について（答申）（案）

平成31年3月28日付30古環発第1595号で諮問がありました標記の件について慎重に審議を重ねた結果、下記のとおりまとめましたので、答申いたします。

記

1. 「古賀市版環境カウンセラー制度」の名称について

まず「古賀市版環境カウンセラー制度」の名称について検討し、環境省所管の同制度名との混同を避けるため、「古賀市環境人材バンク制度」を用いることとしました。

また、この「古賀市環境人材バンク制度」に、より裾野を広げた人材を登録し、市民、学校、事業者といった多様な主体が環境教育の担い手として関わってもらいたいという観点から、登録する人材を「古賀市環境アドバイザー」「古賀市環境サポーター」の2種類に分けて運用することが有効であると判断しました。

2. 「古賀市版環境カウンセラー制度」策定の基本的な考え方について

- (1) 市民や学校、事業者等の多様な主体が活躍できるよう、登録しやすく、かつ利用しやすい制度であること。
- (2) 環境活動団体に限らず、市民・学校・事業者・市の事業など多種多様な場面で利用できる制度であること。
- (3) 環境教育を実践する市民や活動団体、事業者など、多様な主体との共働で取り組む制度であること。
- (4) 市内の活動団体がさらに活性化できるよう、連携を行う制度であること。
- (5) 既存の人材だけでなく、これまで環境に関わっていなかった人材や若い世代が参加しやすい制度であること。

3. 「古賀市版環境カウンセラー制度」案について

別紙「古賀市環境人材バンク制度概要」のとおり